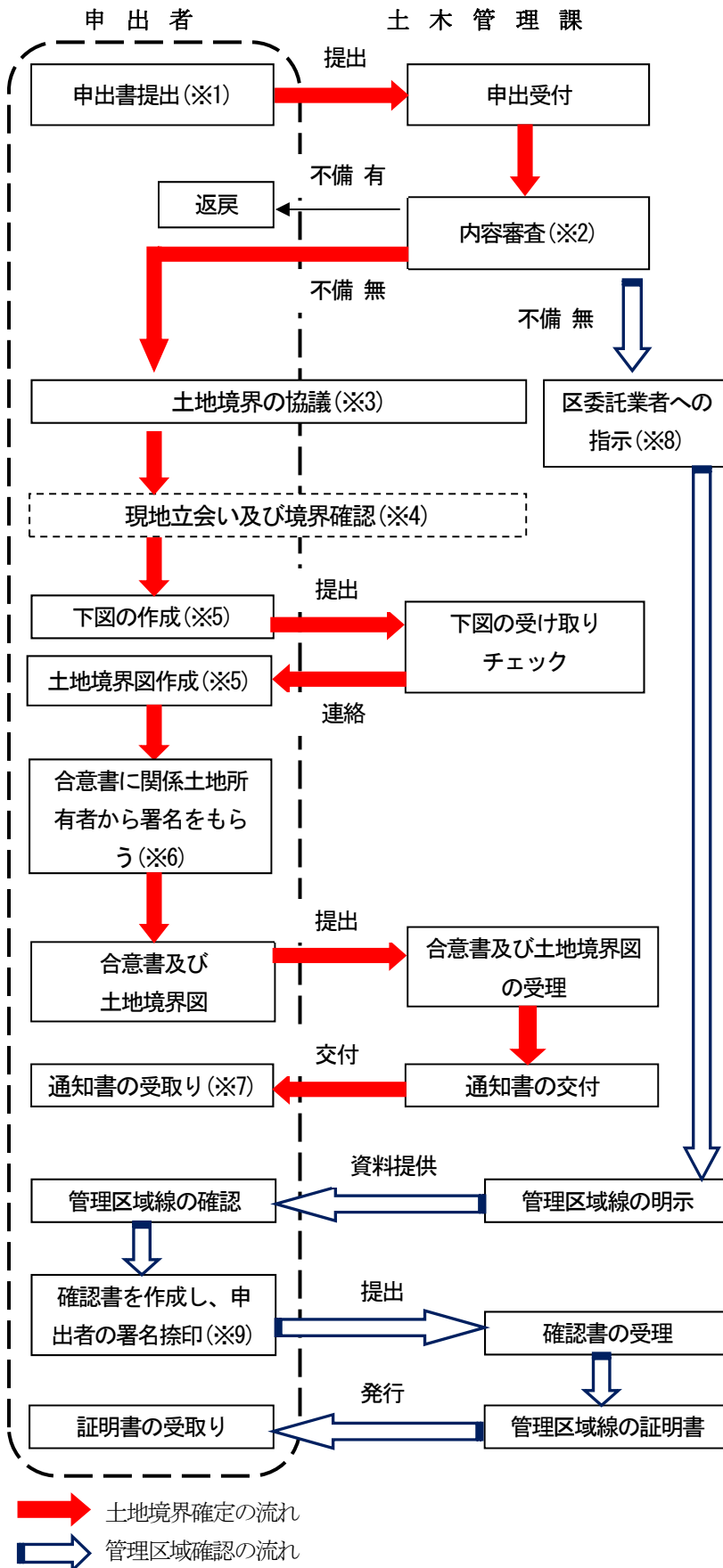


道路境界等確認事務の流れ



※1 申出は、オンラインまたは土木管理課窓口にてお手続きください。

郵送による申出は受け付けておりません。

※2 内容の審査には、数日かかり、審査結果をご連絡いたします。内容審査の結果、**申出者が適格者であり、かつ必要書類が揃っている場合のみ受付**いたします。

※3 調査収集した資料及び現地調査に基づき、土地境界の協議を行います。

その際、境界復元検討図の作成・提出をお願いします。（裏面、参照）

※4 必要に応じて申出者、関係土地所有者、杉並区が現地で立会い協議のうえ境界を確認します。

※5 土地境界図（A3）は、道路境界等確認に伴う土地境界図作成要領に基づき作成していただき、その下図を区に提出し、区の確認を受けた後、合意書及び土地境界図を提出してください。

※6 土地境界図の電子データは、件名（道路台帳係あて）、内容（受付番号・氏名・連絡先等）を明記して、各担当者までお送りください。

※7 区は、合意書及び土地境界図を受理後、土地境界確定通知書を区の窓口にて交付いたします。受け取りの際は、受領確認書に署名をしていただきます。

※8 管理区域は、区委託業者が資料を作成し、管理区域線の明示した資料をお渡しします。なお、資料作成には、2か月程度かかります。

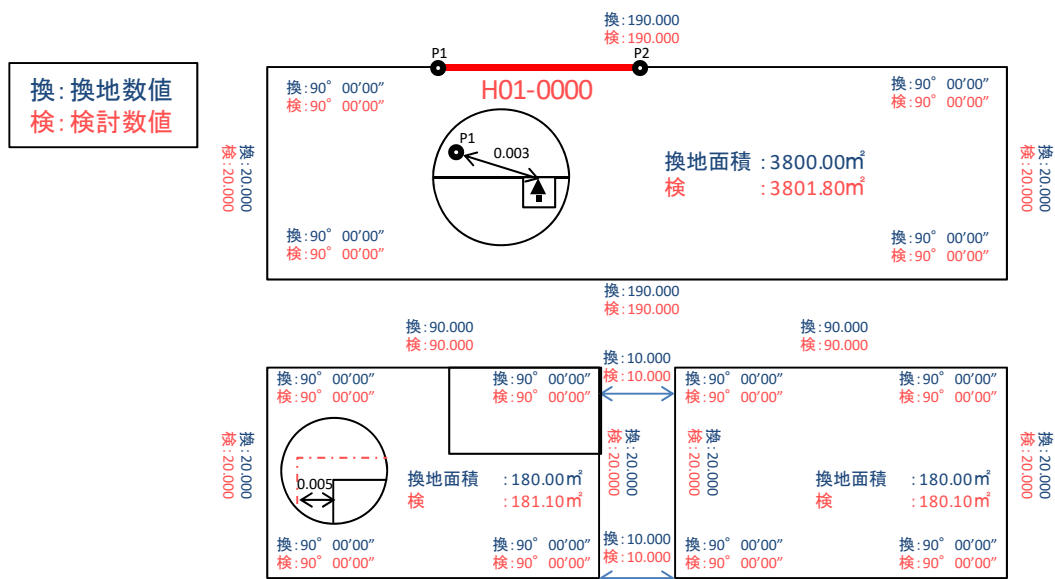
※9 管理区域線について、確認できましたら確認書を提出してください。

※土地境界確定は一般的に3～4か月程度掛かりますが、関係権利者等の協議状況によってそれ以上かかる場合がございます。

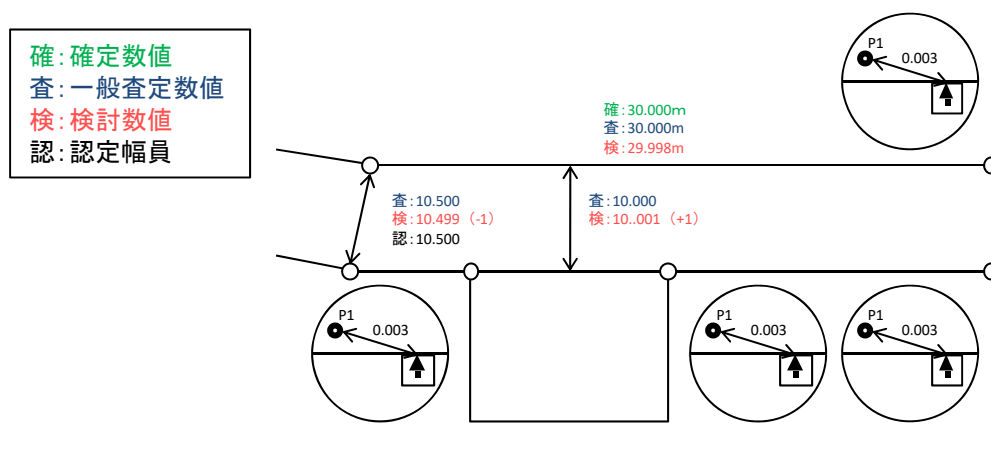
境界復元検討図の作成について

- 1 申出地・周辺の現況及び境界標有無を測量・図化してください。
- 2 確定箇所や土地区画整理図等の資料がある場合は、それらの資料を元に復元測量を行い、境界線案を作成してください。このとき、境界復元の根拠とした地物や境界線案の座標を記載してください。
- 3 現況と境界線案等の整合性を確認できるよう、延長・幅員・角度等を記載してください。また、境界線案と現況や地物との詳細を記載してください。
- 4 座標変換等を行った場合は、計算書等の提出をお願いします。
- 5 使用した公共基準点について、ご報告ください。

検討図作成例 1（区画整理地区）



検討図作成例 2（公団地区）



道路境界等確認事務に関する問い合わせ先

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

杉並区 都市整備部 土木管理課 道路台帳係 TEL 03-3312-2111 内線 (3406・3486)